

教職第642-1号
平成27年9月14日

各市町村立小・中・特別支援学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

マイナンバー制度に関する周知について（依頼）

給与支給事務について、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成27年10月からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が始まり、税関係、共済組合等の届出に必要となるマイナンバーを平成28年1月以降、教職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。）に提出していただく予定です。

つきましては、別添の資料を教職員に配布するなどマイナンバー制度の周知について、御配慮くださいますようお願いいたします。

なお、マイナンバーの提出（社会保険、雇用保険関係を含む。）に係る詳細は、後日改めて通知します。

担当 給与支給・システム管理担当
電話 048-830-6671

～マイナンバー(社会保障・税番号)制度が始まります～

平成27年10月のマイナンバー法(社会保障・税番号制度)施行に伴い、定められた行政手続(社会保障、税、災害対策分野)において、個人番号(マイナンバー)の利用が開始されます。

教職員・非常勤職員の皆さんには以下の利用目的のため、マイナンバーを提出していただく必要がありますので、御協力をお願いします。

※個人番号とは、国民一人ひとりに付番される12桁の番号です。

※所得税法上の扶養親族の方のマイナンバーも対象となります。

個人番号 の利用

利 用 目 的

- 源泉徴収票、税関係申告書・調書への記載
- 共済組合、国民年金第3号被保険者に関する手続(共済組合員のみ)
- 社会保険、雇用保険に関する手続
- 財形貯蓄に関する手続



マイナンバー

◎ 社会保障・税番号制度について(内閣官房ホームページ)
マイナンバー制度マイナンバーポータルサイト

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

◎ マイナンバー制度の問い合わせ

0570-20-0178 [全国共通ナビダイヤル]

◆ 個人番号の通知

平成27年10月以降、順次、お住まいの市区町村から個人番号をお知らせする「通知カード」が世帯ごとに簡易書留で送付されます。紛失しないよう大切に保管してください。

通知カード

個人番号 0123 4567 8901

氏名 埼玉 花子

住所 ○○県△△市□町○丁目△番▽

平成5年3月31日生 性別 女 △△市長

発行日 平成27年10月○日 A123456789

『通知カード(表面)』のイメージ図

◆ 個人番号の提出



平成28年1月以降にマイナンバーを提出いただく予定です。

〈詳細は後日改めてお知らせいたします。〉

【問合せ先】

○ 給与支給に関するマイナンバー制度への対応

埼玉県教育局 教職員課 給与支給・システム管理担当(048-830-6671)

○ 共済組合員の資格取得、国民年金第3号被保険者関係届について

埼玉県教育局 福利課 資格管理担当(048-830-6694)

○ 財形貯蓄に関する手続について

埼玉県教育局 福利課 互助福祉担当(048-830-6706)